

## 審議会委員の性別比について

### 1. 現在

- ・附属機関設置要綱：「男女とも 30%以上となるよう努めることとする」
  - ・計画上の目標：男女とも 30%以上である審議会を審議会全体の 90%以上にする
  - ・達成状況：男女とも 30%以上の審議会は全審議会の 47.5%、女性委員は全委員の 32.5%
- ※ここでは、「審議会」に要綱設置による懇談会等を含む

### 2. 次期計画変更案

- ・附属機関設置要綱：「特段の事由がある場合を除き、特定の性が 60%を超えないようにする」  
→男女いずれかが 60%を超える場合は、選任の決裁時や毎年度の性別比公表時に、「特段の事由」を記載
- ・計画上の目標：女性委員割合を全体の 40%以上とする  
→数値を追えるように「特定の性…」ではなく「女性委員割合」としている

### 3. 変更案について

#### (1) 「40%以上（60%を超えない）」の理由

- ・国の男女共同参画基本計画で、市町村審議会での女性委員割合の目標が 40~60%に（従前は 30%~）
- ・26 市では、50%~:8 市、40%~:14 市、35%~:2 市、30%~:2 市 東京都は 40%~
- ・国立市もすでに現状で 30%を超えている（32.5%）

#### (2) 「特段の事由がある場合を除き」の理由

- ・審議会によって、ジェンダー視点の重要性やジェンダーバランスの確保しやすさに差がある
- ・「一律 40%以上」とはせず、「特段の事由」が合理的であればよしとする（例：胃内視鏡検診運営協議会）
- ・「特段の事由」については、ジェンダー平等推進会議や男女平等推進市民委員会にてチェックする

#### (3) 「特定の性が」の理由

- ・「男女とも 40%以上」だと、「どちらでもない」の委員が選任されづらくなる
- ・「女性だと思って選任したが性別欄が未記載」といった場合でも基準をクリアできる

#### (4) 留意点

- ・性別比を正確に、男女それぞれの割合を公表する場合、どの審議会に性別不詳の委員がいるか明らかになる
- ・女性委員、男性委員がそれぞれ 40%未満でも基準をクリアする
- ・少人数の審議会は、個々人を「性別によって選ぶ」感が強くなる

規定	男性	女性	どちらでもない・不詳	留意点
特定の性が 60%以下	0~60%	0~60%	0~100%	どの審議会に性別不詳の委員がいるか明らかになる
男女とも 40%以上	40~60%	40~60%	0~20%	
女性が 40%以上	0~60%	40~100%	0~60%	「女性だけ」でも基準をクリア

### 4. 行政委員会について

- ・委員は市議会の同意を経て選任（監査委員 1 名は市議。選挙管理委員会委員は市議会による選挙）
- ・数値等の公表は行いが、引き続き数値目標の対象には含めない（案）

以上